

平成27年度組織・定員について

平成27年1月
農 林 水 産 省

平成27年度の組織・定員については、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農政改革を着実に推進するため、以下のとおり措置するなど、農林水産省組織を再編。

1. 専門性・政策性を発揮し得る体制の整備

(1) 農林水産政策の戦略的な推進体制の充実

複雑かつ高度な農政課題に機動的に対応するため、重要政策の司令塔となる**政策統括官（仮称）**の設置、**大臣官房審議官**の2人増員のほか、大臣官房の基本的・総合的な政策の企画立案体制を充実

(2) 技術行政の体制整備

試験研究、開発、実用化、普及などの専門領域を有機的に連携させ、ロボット技術やICT（情報通信技術）を活用したスマート農業の展開、「強み」のある農産物づくりの推進等、農業の成長産業化の基礎となる技術行政を強化するため、大臣官房に**技術政策室（仮称）**を設置するなど、体制を整備

2. 産業政策と地域政策の推進体制の充実

(1) 農林水産物・食品の市場拡大に向けた体制の充実

日本食・食文化振興を食料産業局に一元化するとともに、**食文化サービス課（仮称）**、**海外展開・輸出促進課（仮称）**を設置するなど、国内外における日本の農林水産物・食品の市場拡大のための体制を充実

(2) 農山漁村活性化を推進するための体制強化

鳥獣害対策を農村振興局に一元化し、**鳥獣対策室（仮称）**を設置するとともに、日本型直接支払制度の推進体制を強化するため、**日本型直接支払室（仮称）**を設置し、農山漁村の活性化を推進する体制を強化

3. 現場と農政を結ぶ体制の整備

地域の実情に応じて農政を機動的に推進するため、地域センターを見直し、新たに、農政全般について「現場に伝える」「現場から汲み上げる」「現場と共に解決する」機能を担う地方農政局長直属の**地方参事官（仮称）**とその他の担当官を県庁所在地に常駐させるなど、現場と農政を結ぶ部門を新設

平成27年度農林水産省の組織・定員

【 現行 】

【 再編後 】

